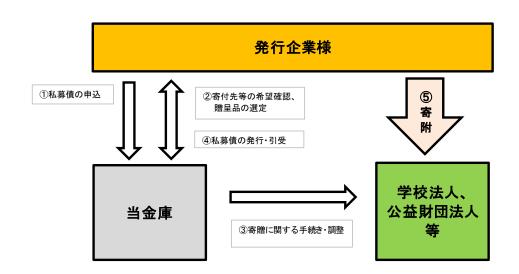
地域みらい応援私募債

「地域みらい応援私募債」は、地域の"みらい"を担う学校・団体等を支援し、 魅力ある地域づくりを応援するための寄附機能が付いた私募債です。

〔地域みらい応援私募債の仕組み〕

- 1. 私募債発行に際し、当金庫所定の引受手数料から発行金額×0.2%を割引します。
- 2. 発行企業様は手数料の割引分等をご活用いただき、地域の学校・団体等に金品を寄贈していただきます。



地域みらい応援私募債のメリット

メリット① CSR活動

献につながり、地域社会の活性 基準を満たした企業に限られる 化への取組姿勢を広くアピールをめ、優良企業であることの証 できます。

メリット② 信用力向上

地域の学校等を通じた社会貢【私募債の発行は、一定の適債】 明、企業イメージの向上につな がります。

メリット③ 資金調達

固定金利で長期の安定資金を 確保できます。また、満期一括 償還によりキャッシュフローを安 定化することができます。



〔私募債発行要件〕

	地 域 みらい応 援 私 募 債
対象企業	当金庫所定の適債基準を満たした企業
発行金額	3,000 万円以上(1,000 万円単位)
償 還 期 間	2年以上7年以内
償還方法	満期一括償還 または 6カ月ごとの定時償還
その他	発行時に引受手数料、財務代理手数料等の負担が発生します

■参考:法人が支出した寄附金の損金算入について**

国や地方公共団体への寄付金と指定寄附金はその全額が損金になり、それ以外の寄附金は一定の限度額までが損金に算入できます。

○/成及説よてバ頂並に并入てごよう。 	
主 な寄 附 先	寄 附 金 の損 金 算 入
① 国等に対する寄附金	国や地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金は、その支払った全額
および指定寄附金	が損金に算入されます。
② 特定公益増進法人に	特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に
対する寄附金	算入されます。
	(1)特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
	(2)特別損金算入限度額
	資本金等の額 $\times \frac{ 当期の月数}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + 所得の金額\times \frac{6.25}{100} \times \frac{1}{2}$
	※特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。
③ 一般の寄附金	法人が支出した一般の寄附金については、その法人の資本金等の額、所得
	の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。
	〔計算式〕
	資本金等の額 $\times \frac{$ 当期の月数 $}{12} \times \frac{2.5}{1,000} +$ 所得の金額 $\times \frac{2.5}{100}$ \times $\frac{1}{4}$ 損金算入限度額
	※所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

- ※ 上記は寄附金の損金算入についての一般的な説明です。上記に記載のない寄附金もございます。
- ※ 実際の寄附金の損金算入額および申告手続きにつきましては、税理士等専門家へご相談ください。
- ◆ 本商品のご相談は、お近くの当金庫窓口または担当者へお問い合わせください。

